

2契第231号
令和3年1月20日

建設業界関係各位

佐世保市長 朝 長 則 男

新型コロナウイルス感染症に関する工事及び業務の対応について

皆様におかれましては、日頃から本市の市政推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者が拡大し、福岡県を含む11都府県には2月7日を期限とする緊急事態宣言が行われております。また、長崎県においては1月6日からの特別警戒警報が期間延長され、本市においても1月16日付で「医療緊急事態宣言」を発出しており、非常に深刻な状況となっております。

今般の緊急事態宣言を受け、国土交通省から建設業者団体宛に通知（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」）がなされておりますが、当該通知に記載されている取組みについてご対応いただきますよう本市からも重ねてお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症への対策について、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））において、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促すように示されています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の適切なお対応をよろしくお願いします。

なお、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となっ

た場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合においては、受注者と発注部局との協議を行った上で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以 上
(契約課)